

河野川漁業協同組合内共第7号
第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合員の有する内共第7号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、やまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2. 前項の規定による申請は、口頭でしなければならない。

3. 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい障害があると認められる場合又は第9条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4. 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第5条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表中欄の漁具、漁法により同表中欄の規模の範囲内でならなければならない。

魚種	漁具・漁法	規模
あゆ	竿釣（友釣・毛針釣） たも網	竿の長さ10メートル以内 網目3センチ以上、口径30センチ以内
やまめ	竿釣	

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内でなければならない。

魚種	期間
あゆ	組合が公表した解禁日から11月30日まで
やまめ	2月1日から9月30日まで

2. 前項の解禁日の公表は、組合の掲示板並びに組合の委託した遊漁承認証取扱店に掲示してするものとする。

(遊漁料の額及び納付方法)

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒、身体障害者は次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、200円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	竿釣	1日 1,100円 1年 3,500円
	たも網	1日 2,500円
やまめ	竿釣	1日 1,000円

2. 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 河野川漁業協同組合(南条郡南越前町赤萩31-20)

(2) 河野川漁業協同組合が委託した遊漁承認証取扱店

(1) 川端與平(南条郡南越前町赤萩29-31)

(2) 坂下商店(南条郡南越前町河野19-2)

(遊漁承認に関する事項)

第6条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2. 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第7条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁業監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2. 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3. 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4. 遊漁者は、漁場区域内における川底をかくはんしてはならない。

(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2. 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(附 則)

この規則は、行政庁の認可があった日より施行する。

平成25年 9月 1日認可

遊 漁 承 認 証

表

裏

NO	
遊 漁 承 認 証	
平成 年度	
下記のとおり遊漁を承認します。	
記	
遊 漁 者	(住所)
	(氏名) (年令)
承認期間	
魚 種	
漁具漁法	
遊漁区域	
遊漁料	
発行者	
河野川漁業協同組合	印
取扱者 印	

<p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 遊漁の際は必ず本証を御携行下さい。 2 本証は組合印および取扱者印のないものは無効です。 3 監視員より本証の提示を求められたら御提示ください。 4 本証は他人に貸与出来ません。 5 漁場等についてお気付きの点は当組合へお申出下さい。 <p style="text-align: center;">当組合が行っている増殖事業及び漁場管理</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当組合が行っている増殖手法は、稚魚・成魚の放流です。 2 遊漁料は、当組合が行っている増殖及び漁場管理維持のための経費の一部として使用されるものです。
--

漁場監視員証

表

裏

NO	注意事項			
<p data-bbox="343 654 673 689">漁場監視員証</p> <p data-bbox="268 775 708 855">下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明します。</p> <table border="1" data-bbox="274 931 783 1028"><tr><td data-bbox="274 931 657 1028">氏名</td><td data-bbox="657 931 783 1028">(年令)</td></tr></table> <p data-bbox="290 1061 408 1093">有効期間</p> <p data-bbox="290 1590 379 1621">発行者</p> <p data-bbox="290 1659 555 1691">河野川漁業協同組合</p> <table border="1" data-bbox="660 1650 735 1700"><tr><td data-bbox="660 1650 735 1700">印</td></tr></table>	氏名	(年令)	印	<p data-bbox="874 584 1075 616">注意事項</p> <ol data-bbox="874 658 1394 878" style="list-style-type: none">1 漁場監視の際は必ず本証を携帯すること。2 被取締者から請求があったときは、この証を提示する。3 遊漁者に対して暴行若しくは脅迫を加え又は威嚇を行ってはならない。
氏名	(年令)			
印				